

旧集配センターマネジメント統合後の統合局における三六協定締結内容について

1 三六協定締結時間数等

旧集配センターマネジメント統合後の統合局における三六協定締結内容は以下のとおり。

(1) 一般協定

【一般協定】

協定期間	1日の時間数	1か月			2週間※2		年間の時間数※1	平均時間数※4
		時間数※1	非番日労働	休日労働	時間数※1	休日労働		
9月	休日以外 4H (3H※3) 休日 12H (11H※3) 注) 休日の1日の時間数については労働時間の全ての時間	45H	2日	2日	35H	1日	360H	2～6か月平均80H (休日労働含む)
10月								
11月								
12月				3日 (2日※3)				
1月								
2月				2日				
3月								

※1 非番日の労働時間数を含み休日の労働時間数を除く。

※2 2週間を一定期間とする協定は、「自動車を運転する業務」に従事する社員のみ適用。

※3 窓口社員、渉外社員における運用上の上限。

※4 特別条項の適用有無に関わらず、非番日及び休日の労働時間数を含んだ各2～6か月平均で、1か月あたりの時間外労働の上限時間数。

《非番日・休日労働の日数の運用方法》

<郵便関係社員>

	締結時間 (12・1月期以外の各2か月)	締結時間 (12・1月期)
非番日労働	2日	3日
休日労働	3日	4日

※目安時間数は、1か月で非番日労働2日・休日労働2日（12月は3日）であるが、2か月で各4日（12月・1月の休日は5日）の勤務は不可。

※単月で非番日2日・週休2日（12月は3日）も超えることはできない。

<窓口・渉外社員>

窓口・渉外社員の非番日・休日労働の日数については、下表の2か月の締結期間の日数（非番日労働2日、休日労働2日）の範囲内で運用。

	各2か月 (通年)
非番日労働回数	2日
休日労働日数	2日

※目安時間数は、1か月で非番日労働2日・休日労働2日であるが、上記の運用により、2か月で各4日の勤務は不可。

(例)4月に非番日2日、休日2日勤務した場合、5月はいずれも勤務できない。

(2) 特別条項

協定期間	1日の 時間数	1か月			2週間※2		年間の 時間数 ※3	平均時間数※5	
		時間数 ※1	非番日 労働	休日 労働	時間数 ※3	休日 労働			
9月	休日以外 5H 休日 13H 注) 休日の1日 の時間数につ いては労働時 間の全ての時 間	80H (休日労働 含む)	/	/	40H	/	480H	2~6か月平均 80H (休日労働含 む)	
10月									
11月									
12月		99H (80H※4) (休日労働 含む)							
		80H (休日労働 含む)							
									1月
									2月
3月									

※1 非番日の労働時間数及び休日の労働時間数を含む。
 ※2 2週間を一定期間とする協定は、「自動車を運転する業務」に従事する社員のみ適用。
 ※3 非番日の労働時間数を含み休日の労働時間数を除く。
 ※4 窓口・金融渉外機能における運用上の上限であり、窓口・金融渉外機能のみの局の締結時間数等。
 ※5 特別条項の適用有無に関わらず、非番日及び休日の労働時間数を含んだ各 2~6 か月平均で、1 か月あたりの時間外労働の上限時間数。

2 時間外労働又は休日労働させる必要のある具体的事由等

(1) 一般協定項目

- ① 業務繁忙によりサービスの提供に支障があるとき
- ② 営業上必要なとき
- ③ 時期的、時間的に加重する業務を処理するため必要なとき
- ④ 会社のシステム、施設等の障害により業務を処理するため必要なとき
- ⑤ 輸送機関の遅延により業務を処理するため必要なとき
- ⑥ 災害等のため臨時の必要があるとき
- ⑦ 人員の繰り合わせ上必要なとき
- ⑧ 担当業務の性格上代替者がいないとき
- ⑨ 各種会議、研究会、研修、訓練、調査、試験及び検査等の場合で必要なとき
- ⑩ その他緊急に処理する業務のため必要なとき

(2) 特別条項項目

- ① 重大事故の発生に伴う調査等
- ② 風雪水害の翌日以降の郵便物等の配達対応
- ③ 選挙関係郵便物の処理
- ④ システム又は機器等の故障・障害に伴う復旧作業
- ⑤ 犯罪等に関するコンプライアンス室等又は警察との対応
- ⑥ 災害発生時の「非常取扱」の実施その他必要な対応
- ⑦ お客さま対応（管理社員又は非組合員の社員が対応可能な場合を除く。）
- ⑧ 業務上の交通事故に伴う現場検証その他の対応
- ⑨ 重度の交通障害
- ⑩ 感染症流行時の業務運行確保
- ⑪ 人事、労務及び部長等の代行業務の繁忙業務（当該事務に従事する社員に限る）
- ⑫ 夏期繁忙、年末年始繁忙及び年度末繁忙に伴う対応（夏期繁忙は9月期及び1年、年末年始繁忙は12・1月期及び1年、年度末繁忙は2・3月期及び1年に限る。）

注 1) 特別条項項目②について、交通障害が生ずる大雪が降った際に、通常郵便物やゆうパック等（以下、郵便物等）の滞留解消を目的として適用することを目的としており、適用要件として以下の項目全てに該当する場合とします。

① 除雪の遅れ等により、バイク等の機動車が配達区の道路を走行できず、一定の期間郵便物が滞留していること。

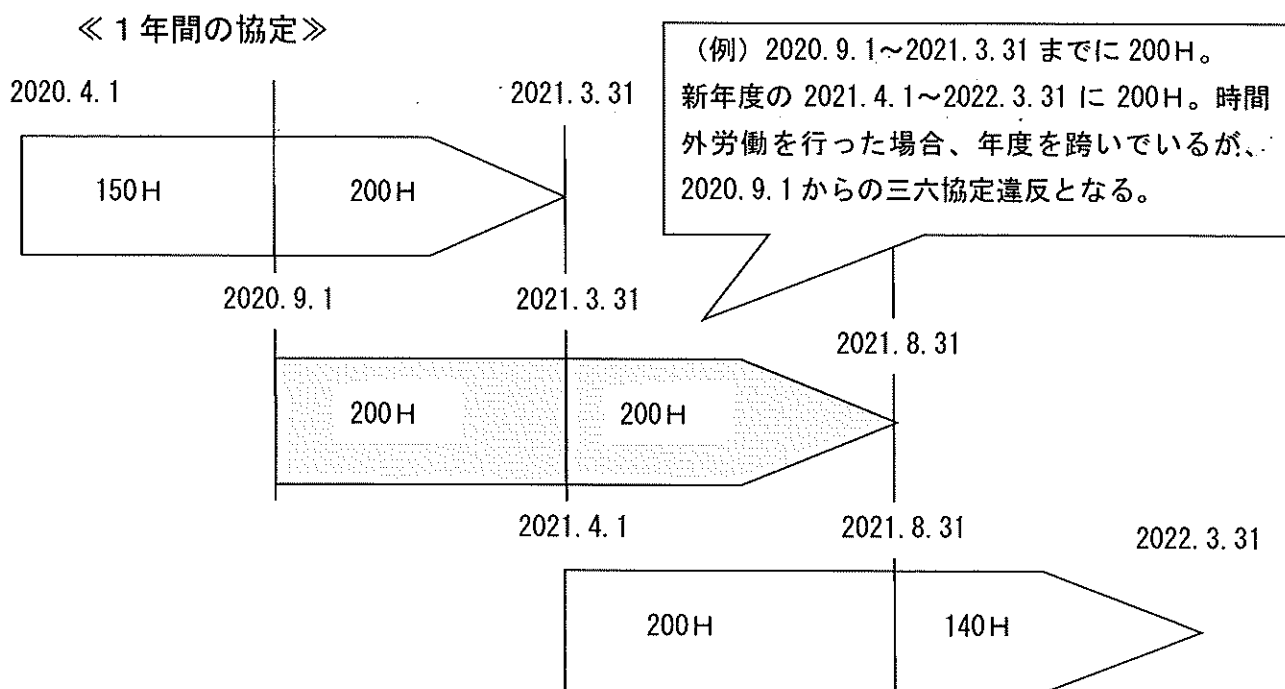
② 協定期間中に日々の超過勤務又は日曜日配達により、郵便物等の滞留解消を目的とすること。

注 2) 2020 年度においても、AC4 配備に当たっての万一のトラブル発生時の対応等のほか、設置作業対応に関してやむを得ず必要な場合は、「④システム又は機器等の故障・障害に伴う復旧作業」の項を適用する。

【三六協定締結の際、併せて上記 2 点を過半数労働組合支部（過半数労働組合がない場合は「社員代表」）に説明する。】

3 注意事項

1 年協定については、今回締結する2020年9月1日～2021年8月31日までと、2020年度に新たに締結する2020年4月1日～2021年3月31日まで、二つの協定が重複する期間があるため、三六協定違反が起きないように十分に社員周知及び指導の徹底を行う。（下記図を参照）



【解説】1 年を一定期間とする三六協定は、「2020 年 9 月から 2021 年 8 月まで」となる。また、2021 年度三六協定は、「2021 年 4 月から 2022 年 3 月まで」を一定の期間として別に締結する。したがって一部の期間において、三六協定を二重管理する期間が生じる。

4 締結方法等

旧集配センターのマネジメント統合に伴い、支部交渉事項は①三六協定の締結、②サービス表の改正の 2 点と社員就業規則の制定であるため、事前に支部窓口で内容について整理を行い、団体交渉日に円滑な調印等ができるよう調整を行う。

2020年度マネジメント統合実施局

通番	支社	局名		地区連絡会		受持局名		支部名	交渉代表局	
		局所 コード	②	連絡会 コード	③	局所 コード	④		局所 コード	⑤
1	信越	123270	越後明治郵便局	160100	新潟県上越	120040	高田郵便局	上越	120040	高田郵便局
2	信越	122770	出雲崎郵便局	160200	新潟県中越南部	120080	長岡郵便局	中越	120080	長岡郵便局
3	信越	121980	礼拝郵便局	160200	新潟県中越南部	120070	柏崎郵便局		120070	柏崎郵便局
4	信越	121000	脇野町郵便局	160200	新潟県中越南部	120500	長岡西郵便局		120500	長岡西郵便局
5	信越	120720	大川谷郵便局	160500	新潟県下越北部	120030	村上郵便局	下越	120050	新発田郵便局
6	信越	120270	新穂郵便局	160700	新潟県佐渡	120170	両津郵便局	佐渡	120170	両津郵便局
7	信越	120750	羽茂郵便局	160700	新潟県佐渡					
8	信越	121830	畑野郵便局	160700	新潟県佐渡					
9	信越	110530	西条郵便局	170300	長野県中信	110400	穂高郵便局	安曇	110400	穂高郵便局